

パパ・ママ応援ショップ 優待カードの対象世帯を 拡大します！

埼玉県では、子育て世帯が「優待カード」を協賛店で提示すると割引などのサービスが受けられる「パパ・ママ応援ショップ事業」を実施しています。

これまで「優待カード」をもらえる世帯を「中学校修了までの子や、妊娠中の方がいる世帯」としていましたが、今年の8月から「18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子や、妊娠中の方がいる世帯」に拡大します。新たにカードを受け取ることができる世帯には、お子さんが通われている高校等を通じて配布します。県外の高校等に通学するお子さんの保護者の方は、大変お手数ですが、保護者ご本人であることを証明するもの（免許証、保険証等）とお子さんの生年月日が確認できるもの（お子さんの保険証・母子手帳等）を持参のうえ東秩父村役場住民福祉課までお越しください。

なお、中学校修了までのお子さんがいる世帯の方は、引き続きお手持ちの優待カードを御利用いただけます。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1221

子どものしあわせのために

*児童扶養手当制度

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害があり、その子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

手当の支給は子どもが18歳になった年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障害のある場合は20歳になるまでです。

所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給に制限があります。

*特別児童扶養手当制度

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

住民福祉課福祉年金担当 ☎82-1221

村長・村議会議長交際費公開

今月は平成29年4月から6月に支出された交際費です。

村長交際費

単位：円

月 日	件 名	金 額
4月 2日	虎山式干本桜花見の会	3,000
4月20日	全国町村議会議長会表彰受賞祝賀会	10,000
4月23日	東秩父消防団役員歓送迎会	10,000
4月28日	小川地方交通安全協会東秩父支部総会	5,000
5月 5日	二本木峠山つつじ鑑賞会	3,000
5月12日	東秩父村商工会金属加工部会通常総会	5,000
5月16日	槻川をきれいにする会総会懇親会	5,000
5月17日	東秩父村農産物販売部会通常総会	3,000
5月18日	東秩父村老人クラブ連合会総会	3,000
5月19日	東秩父村商工会第53回通常総会懇親会	3,000
5月22日	比企郡町村会総会懇親会	10,000
5月23日	細川紙技術者協会定期総会懇親会	5,000
5月25日	東秩父村農業委員会新旧委員歓送迎会	5,000
5月29日	関東「道の駅」連絡会通常総会交流会	7,000
6月 3日	上の貝戸地域集落協定総会	3,000
6月 5日	滑川町議会議長葬儀香典	5,000
6月13日	版画フォーラム2017東秩父村長賞	10,000
6月23日	東秩父村PTA連合会総会懇親会	5,000
6月29日	比企大里林業対策協議会理事会懇親会	6,000
6月29日	第43回比企生花組合主催花き共進会副賞代	10,000
	合 計	116,000

村議会議長交際費

単位：円

月 日	件 名	金 額
4月28日	小川地方交通安全協会東秩父支部総会	5,000
5月11日	東秩父村商工会建設部会通常総会懇親会	5,000
5月12日	東秩父村商工会金属加工部会通常総会懇親会	5,000
5月18日	東秩父村老人クラブ連合会総会	3,000
5月19日	東秩父村商工会第53回通常総会懇親会	3,000
5月26日	東秩父村花き研究会定期総会	5,000
6月 1日	第42回東秩父村民ゴルフ大会表彰式	5,000
6月10日	東秩父消防団家族福利厚生事業	5,000
6月17日	版画フォーラム2017議長賞	10,000
6月23日	東秩父村PTA連合会総会懇親会	5,000
	合 計	51,000

国民年金免除・猶予制度

国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な方には、申請して所得審査で承認された場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

「保険料免除制度」

所得に応じて「全額免除」・「4分の1納付」・「半額納付」・「4分の3納付」の4段階の免除があります。役場国民年金担当窓口に申請し、年金事務所で前年の所得などを審査して、承認を受けるとその期間の保険料の全額または一部の納付が免除になります。

「納付猶予制度」

50歳未満の方（学生を除く）に限り利用できる制度です。役場国民年金窓口に申請し、年金事務所で前年の所得などを審査して承認を受けるとその期間の納付が猶予されます。

どちらの承認期間も、7月から翌年6月までです。申請される方は、年金手帳、印鑑、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格証等を持参され、お早めに手続きをしてください。

秩父年金事務所 ☎0494-27-6560

住 民 福 祉 課 ☎82-1221